公立大学法人広島市立大学固定資産貸付規程

平成22年4月1日 規程第67号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学固定資産管理規程(平成22年公立 大学法人広島市立大学規程第66号)第15条第2項の規定に基づき、公立大学法人 広島市立大学(以下「法人」という。)の固定資産(以下「資産」という。)の貸 付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けすることができる資産の範囲)

第2条 貸付けすることができる資産は、土地、建物及び構築物とする。

(貸付けの基準)

- 第3条 法人の資産は、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、法人以 外の者に一時的に、又は継続して貸し付けることができる。
- 2 前項の規定により貸し付けることができる基準の範囲は、次の各号のいずれか に該当する場合とする。
 - (1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合
 - (2) 法人の職員又は学生のために食堂、売店、自動販売機その他の福利厚生施設 又は利便に資する施設を設置する場合
 - (3) 電気事業、水道事業、ガス事業、電気通信事業その他の公益事業の用に供する場合
 - (4) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として短期間その用に供する場合
 - (5) 法人の資産の貸付けが、公共性、公益性に反せず、社会的な見地から貸付けが妥当と判断される事業の用に短期間供する場合
 - (6) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める場合 (貸付けとみなさない範囲)
- 第4条 法人の業務遂行のため、法人が提供する次の施設を使用する場合は、貸付 けとみなさない。
 - (1) 施設管理、警備、清掃等の業務を法人以外の者に委託した場合において、それらの役務の提供に必要な施設として、契約書に明記されている施設

(2) 前号に掲げるもののほか、法人の業務のため、法人が当該施設を提供することが必要であると認められる施設

(貸付許可の手続等)

- 第5条 資産の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、固定資産貸付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を原則として使用開始予定日の20日前までに理事長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する貸付期間の更新を受けようとするときは、貸付期間満了の1か月前までに申請書を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項の申請が適当であると認められるときは、固定資産貸付許可書 (様式第2号。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。
- 3 理事長は、資産の貸付許可に当たって、必要な条件を付する場合は、その条件 を許可書に記載するものとする。

(貸付期間)

- 第6条 貸付期間は、原則として1年以内とする。ただし、1年を超える貸付けを 行う方が法人にとって有利であると認められる場合その他特別な事由があると 認められる場合は、この限りでない。
- 2 貸付期間は、必要に応じてこれを更新することができる。 (貸付料)
- 第7条 第5条の規定により資産の貸付けを許可された者(以下「借受人」という。) は、別表に定める額の貸付料を納めなければならない。
- 2 前項に規定する貸付料は、法人の出納責任者が発行する請求書の定める期日までに、納めるものとする。

(貸付料の減免)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する貸付料の全部又は 一部を免除することができる。
 - (1) 地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。
 - (2) 法人の職員又は学生のために食堂、売店、自動販売機その他の福利厚生施設又は利便に資する施設を設置するとき。
 - (3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として短期間その用に供するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めたとき。

(貸付料の不返環)

第9条 既納の貸付料は、返還しない。ただし、借受人の責めに帰さない事由により貸付許可を受けた資産を使用できない場合又は法人の都合により貸付けを取り消した場合は、貸付料の全部又は一部を返還することができる。

(光熱水費等の負担)

- 第10条 借受人は、第7条に規定する貸付料のほか、貸付許可を受けた資産(以下「許可資産」という。)に附帯する電気、ガス、水道等の諸設備を使用する場合は、法人の算定する額の光熱水費を負担しなければならない。
- 2 借受人は、前項に規定する光熱水費のほか、必要に応じて、清掃、警備等に要する経費を負担しなければならない。
- 3 第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定により負担すべき経費の全部又は一部を負担させないことができる。

(転貸禁止)

第11条 借受人は、許可資産を第三者に転貸してはならない。

(許可の取消し)

- 第12条 理事長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付許可を 取り消すことができる。
 - (1) 貸付けの許可条件に違反したとき。
 - (2) 申請書の記載事項が、事実に反するとき。
 - (3) 許可資産の使用により、資産の本来の目的又は用途に支障を来すおそれがあると認めたとき。
 - (4) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めたとき。
 - (5) 法人において、許可資産を使用する必要が生じたとき。

(借受人の義務)

- 第13条 借受人は、その責めに帰すべき事由により、許可資産の全部又は一部を 損傷し、又は亡失したときは、理事長の指示に従い速やかに修復し、又は損害相 当額を弁償しなければならない。
- 2 借受人は、許可資産の使用中に生じた一切の事故について、その責めを負わなければならない。
- 3 借受人は、貸付期間が終了したときは、速やかに原状に回復し、許可資産を法

人に返還しなければならない。ただし、貸付期間の更新手続を行った場合は、この限りでない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、 理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際、現に広島市との契約により貸付けを受けている者は、 当該契約に基づく貸付期間が満了するまでの間、この規程の相当規定により貸付 許可を受けたものとみなす。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

- 1 土地を貸し付ける場合の貸付料
 - (1) 体育・文化行事、レクリエーション活動その他これらに類する行事又は活動のため一時的に貸し付ける場合

区分	単位	貸付料の額
1日のうち時間を単位と	100平方メートル当たり	r 3 ⊞
して貸し付ける場合	1時間につき	53円
貸し付ける期間が1日以	100平方メートル当たり	705 III
上の場合	1日につき	795円

(2) 電気事業、水道事業、ガス事業又は電気通信事業のために貸し付ける場合

貸付料の額	広島市道路占用料徴収条例	(昭和49年広島市条例第27号)
	の例による。	

(3) その他の場合

貸付料月額	貸し付ける土地の適正な評価額に100分の4を乗じて得
	た額を12で除した額とする。ただし、これにより難いもの
	については、別に理事長が定める額とする。

- 2 建物を貸し付ける場合の貸付料
 - (1) 講演会、会議等のため一時的に貸し付ける場合

1時間につき	貸付部分に相当する建物の適正な評価額に 100 分の 10 を
	乗じて得た額に、その敷地の適正な評価額に 100 分の 4 を乗
	じて得た額を加算して得た額を 8,640 で除した額とする。た
	だし、これにより難いものについては、別に理事長が定める
	額とする。

(2) その他の場合

貸付料月額	貸付部分に相当する建物の適正な評価額に 100 分の 10 を
	乗じて得た額を 12 で除して得た額に、その敷地の適正な評
	価額に 100 分の4を乗じて得た額を 12 で除して得た額を加
	算して得た額とする。ただし、これにより難いものについて
	は、別に理事長が定める額とする。

3 構築物を貸し付ける場合の貸付料

理事長が定める額とする。

備考

- 1 土地を使用する場合であってその使用期間が 1 か月未満のとき (広島市道路占用料徴収条例の例による場合を除く。)、建物を使用する場合 (講演会、会議等のため一時的に使用する場合を除く。)並びに構築物を貸付ける場合の貸付料は、その額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。
- 2 貸付料の額が年額により定められている場合において、貸付期間が1か月 未満であるとき、又は貸付期間に1か月未満の端数あるときは、その貸付期 間又は端数の期間は、1か月として計算する。
- 3 貸付料の額が時間により定められている場合において、貸付時間が1時間 に満たないとき、又は貸付時間に1時間未満の端数があるときは、その貸付 時間又は端数の時間は、1時間として計算する。
- 4 貸付料の額の算定の基礎となる使用の面積若しくは長さ(以下「貸付面積等」という。)が表に定める貸付けの面積若しくは長さの単位(以下「単位面積等」という。)に満たないとき、又は貸付面積等に単位面積等に満たない端数があるときは、その貸付面積等又はその端数の面積若しくは長さは、単位面積等に相当する面積又は長さとして計算する。
- 5 貸付料の額が年額又は月額で定められている場合において、貸付期間が1年若しくは1か月に満たないとき、又は貸付期間に1年若しくは1か月に満たない端数があるときは、その貸付期間又はその端数の期間の貸付料は、貸付料の額が年額で定められている場合にあっては月割りにより、貸付料の額が月額で定められている場合にあっては、日割りにより計算する。
- 6 貸付料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、貸付料の全額が10円未満のときは、その10円未満の額は、10円に切り上げるものとする。

様式 略